

名張市自治基本条例の構成（参考）

前文

第1章（総則）

第1条 目的

第2条 定義

第3条 基本原則

第2章（市民）

第4条 市民の権利

第5条 市民の役割と責務

第3章（市議会）

第6条 議会の役割、権限等

第7条 議会の責務

第8条 議員の責務

第4章（市長等）

第9条 市長の役割と責務

第10条 職員の役割と責務

第5章（情報共有）

第11条 情報の共有

第12条 情報の公開

第13条 個人情報保護

第14条 説明責任

第15条 要望・苦情等への対応

第6章（市政運営〔自治体経営〕）

第16条 市政運営の原則

第17条 組織

第18条 人事政策

第19条 法務政策

第20条 法令遵守、公益通報

第21条 行政手続

第 2 2 条 行政サービス提供等の原則

第 2 3 条 財政等

第 2 4 条 行政評価

第 2 5 条 監査

第 2 6 条 危機管理

第 7 章（参画及び協働）

第 1 節（市政への市民参画）

第 2 7 条 政策形成及び実施過程への参画

第 2 8 条 評価等への参画

第 2 9 条 審議会等

第 3 0 条 住民投票

第 3 1 条 住民投票の発議及び請求

第 2 節（コミュニティと市民公益活動）

第 3 2 条 コミュニティ活動

第 3 3 条 地域づくり

第 3 4 条 市民公益活動

第 3 節（協働）

第 3 5 条 協働のまちづくり

第 8 章（最高規範性）

第 3 6 条 条例の最高規範性

第 9 章（国、三重県及び他の地方自治体との関係）

第 3 7 条 国及び三重県との関係

第 3 8 条 他の地方自治体との関係